

にんようせい
群馬県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業申請書
(妊孕性温存療法分)

群馬県知事 様

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 (注1)	ふりがな					妊孕性温存療法を受けた者との関係			
	氏名								
	生年月日・性別	年 月 日生		男 ・ 女					
	住所	〒 -				電話 番号			
	患者アプリ番号(12桁) ※原則必須。			患者アプリを登録できない理由					
妊孕性温存療法を受けた者 (申請者と同じであれば記入不要)	ふりがな								
	氏名								
	生年月日・性別	年 月 日生		男 ・ 女					
	住所	〒 -							
						電話番号	-		
妊孕性温存療法助成事業(妊孕性温存療法分)の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください) ※令和3年4月1日以降に、他の都道府県が実施する同様の助成を受けた場合は、通算回数に含めます。						1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目の申請は同一都道府県) 3 2回目の申請 (1回目の申請は他の都道府県) →都道府県名 { }			
群馬県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか						はい ・ いいえ 「はい」の場合、 本助成を受けることはできません			
添付書類 (添付したもの) <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 群馬県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業に係る証明書 (妊孕性温存療法実施医療機関) (様式第2-2号) <input type="checkbox"/> 【該当の場合】群馬県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業に係る領収金額内 訳証明書(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関) (様式第2-3号) <input type="checkbox"/> 群馬県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業に係る証明書 (原疾患治療実施医療機関) (様式第2-4号) <input type="checkbox"/> 証明書部分の領収書 <input type="checkbox"/> 住民票(個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの。) ※裏面 ◎注意事項1 ◎胚凍結の場合:夫婦であることを証明できる書類 ※裏面 ◎注意事項2 <input type="checkbox"/> 両人の戸籍謄本① <input type="checkbox"/> 両人の住民票②(続柄の記載があり、個人番号の記載がないもの) 【事実婚の場合】①、②、□事実婚関係に関する申立書(様式第2-5号) <input type="checkbox"/> 助成金の振り込みを希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号がわかるもの(写し) ※裏面 ◎注意事項3								
振込先	フリガナ			金融機関名			支店名	支店	
	口座名義								
	口座種別	普通 ・ 当座		口座番号					
以下の事項について同意します。(同意いただけない場合は、本助成を受けることができません) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨を理解し、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。 ・ 本事業及び特定不妊治療費助成事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供をすること。 									
年 月 日						申請者氏名 (自署)		助成決定金額 ※群馬県使用欄	
								円	

(注1) 原則、妊孕性温存療法を受けた者。妊孕性温存療法を受けた者が未成年の場合、裏面注意事項1を御確認ください。

◎注意事項

- 1 妊孕性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には親権者名又は未成年後見人名を記載してください。この場合、両者の関係が確認できる書類を添付してください。（例：両者及び続柄が記載された住民票、未成年後見人を証明する書類の写し等）
- 2 ■ 二人の住民票 ※事実婚で、続柄が「夫（見届）」や「同居人」は同一世帯
- 3 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 4 助成決定金額は、群馬県 感染症・がん疾病対策課（下記「問い合わせ先」）から文書で通知します。
- 5 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 6 助成額は、妊孕性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、精子は2万5千円、精子（精巣内精子採取）は35万円、胚（受精卵）は35万円、未受精卵子は20万円、卵巣組織は40万円が上限となります。
- 7 助成回数は、合計2回までです。
- 8 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 9 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第2-3号の発行を依頼してください。
- 10 医療機関によっては、様式第2-2号、様式第2-3号及び様式第2-4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 11 本事業に参加する方の妊孕性温存療法に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について県に対して照会を行うことがあります。日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

申請方法

申請書及び添付書類を、次の宛先に郵送してください。

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県健康長寿社会づくり推進課 がん対策推進係

※配達記録が残るレターパック、簡易書留などの利用をお勧めします。

※普通郵便等、配達記録の残らない郵便物の不着事故などに関しては責任を負いかねます。

※領収書原本を返却するため、申請時に返信用レターパック（宛先記入）を必ず同封してください。

問合せ先

群馬県健康長寿社会づくり推進課 がん対策推進係

電話 027-226-2614（直通）